

令和 6 年度 湖北白鳥学園



学校いじめ防止基本方針

松江市立秋鹿小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条により、秋鹿小学校すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止、根絶を目的に策定するものである。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

いじめとは・・・

【「いじめ防止対策推進法（第2条）」より】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の考えのもと、本校では全ての教職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」、「いじめは、人権侵害である」また、「いじめを積極的に認知すること」という基本認識にたち、全校の児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、本方針を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントを挙げる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かい人間関係を築く。
- ④ いじめの早期発見のために、日ごろから様々な手段で児童を捉えていく。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、保護者・地域・各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめを未然に防止するためには、様々な教育活動を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやることのできる関係づくりに全校を挙げて取り組まなければならない。また、一人一人を大切に授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

（1）いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

（ア）学級経営の充実

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。

- ・規範意識の高い学級を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・アンケート Q・U を実施して、学級の実態の把握を行い、よりよい学級集団づくりを進める。
- ・年3回（5月・10月・2月）の「そっとおしえてアンケート」により、児童の悩みや人間関係を把握する。学級の実態を適切に把握し、「いじめ問題への取組振り返りシート」等を活用し、いじめ問題への対応を自己評価しながら充実させる。また、必要に応じて教育相談を行い児童の内面を詳しく把握し、学級経営に生かす。

（イ）特別支援教育の推進

- ・発達障がいを含む障がいのある児童が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。

（ウ）配慮が必要な児童への対応

- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童等、配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援と周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

（エ）学習指導の充実

- ・全ての児童が主体的に授業に参加し、授業場面で活躍できるよう、指導の仕方を工夫する。
- ・担任同士で授業を公開し合う機会を設定し、学ぶ楽しさ、分かる喜びを児童が実感できるように授業改善を図る。

（オ）人権教育の推進

- ・道徳の授業において、「思いやり」「友情」「生命尊重」「規範意識」「公正公平」等の人権尊重の精神との関わりの深い項目の指導を充実させ、道徳的価値の自覚を促すような学習を展開する。
- ・道徳の授業や学級指導において、情報モラル（ものごとの善悪 嫌なことは人にしない）や情報活用能力（これってだいじょうぶ）について意識や能力が高まるように指導していく。
- ・教育活動全体を通して、思いやりの心や命の大切さについて指導する。
- ・「ぼかぼかハート週間」などの友達のよいところや頑張りを見つける取組を行ったり、児童会でいじめの防止を訴える集会活動等を行ったりする。

（カ）特別活動の充実

- ・運動会等の学校行事での縦割り班活動や、委員会、掃除等での異学年での交流を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・委員会活動や学校行事、学級の係活動などで、一人一人に役割をもたせ、責任をもって成し遂げたことを評価することで、自己有用感を育む。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な学習活動を計画的に行う。

（キ）学校生活全体を通じた指導

- ・全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」という強い共通認識のもとで教育活動を行い、様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・被害を受けた子どもを徹底して守り通す。子どもの状況に合わせた継続的な心のケアを行う。

(ク) 保護者・地域との連携

- ・本方針をホームページにアップし、本校のいじめ防止対策についての周知を図る。
- ・家庭訪問、学級懇談、学級便り等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・インターネット等についての最新情報や危険性、トラブルへの対応策等については、啓発資料を保護者に配布する。家庭でのインターネット利用のルールづくりについても家庭との連携を図る。
- ・保護者や地域など学校関係者による評価の実施・公表などにより、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力により学校作りをする。

(2) いじめに対する教職員の意識と指導力の向上

(ア) 全教職員対象の校内研修の実施

- ・年に複数回、全職員を対象にいじめに関する研修を実施し、意識の高揚と指導力の向上を図る。

(3) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(ア) いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行い、組織として対応するための中核となる「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

- ・ **構成員** ◦ 校長、教頭、担任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー・臨床心理士（必要に応じ、市教委を通じて派遣）
P T A会長、公民館長、主任児童委員
※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。
- ・ **活 動** ◦ 本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。(PDCA サイクル)
◦ 本方針の内容を見直し、修正を行う。
◦ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
◦ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
◦ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・ **開 催** ◦ 学期に1回開催し、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

3 いじめの早期発見に向けての取組

全ての教職員が「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、いじめを見逃さないために次のことを行い、早期発見に努める。

(1) 児童の様子の把握

(ア) いじめの早期発見に向けた関わり

- ・教職員は、教室の落書きや隣と机をあける行為等、どんな些細な変化でも児童の心や人間関

係の表れと結び付けて考えてみる感覚をもち観察を行う。

- ・教職員と児童との望ましい関係を築くことにより、児童がいつでも信頼して自分の不安や悩みを訴えることができるようにする。
- ・児童の日々の表情や体調、交友関係、服装の乱れや言葉遣い等の変化をきめ細かく観察するようにする。また、欠席状況や遅刻・早退の状況、保健室の訪問回数等にも気をつけてみていくようにする。

(イ) 情報の共有化

- ・様子が気になる児童がいる場合には、その都度職員間で話題にして気づいたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守るようにする。
- ・月1回の生徒指導職員会議で「子どもを語る会」を開き、各学年の児童の様子を伝え合い、共通理解を図る。

(2) 客観的な情報収集

(ア) そっとおしえてアンケート・教育相談

- ・児童に「そっとおしえてアンケート」を年3回（5月・10月・2月）行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。また、それを受けて教育相談を行い、児童の内面を詳しく把握する。

(イ) アンケート Q-U

- ・児童にアンケート Q-U を年2回（5～6月と10～11月、3年生以上）を実施し、得られた結果から学級生活における一人一人の児童の状況を把握する。

4 いじめの早期解決に向けての取組

※ P. 8 参照

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめについての事実確認（いじめを積極的に認知すること）

(ア) 初期段階の事実確認

- ・いじめられている児童の話に基づき、いじめている児童からも事情を聞く。その際、なぜいじめに至ったのか、その要因についても把握するよう努める。
- ・「何があったのか、なぜ起きたのか」ということを明確にして、事実確認を行う。
- ・児童の心に配慮し、じっくりと丁寧に聞き取り、真相を明らかにしていく。
- ・周囲の児童、保護者、他の教師などからも情報を収集し、聞き取った内容の整合性を図る。

(イ) 事実確認の留意点

- ・聞き取りにおいては共感的な姿勢を基本とする。
- ・いじめている児童が複数の場合は、複数の教師で同時に事実と経過を聞き、状況を正確に把握する。
- ・事実確認と指導とは明確に区別する。

- ・いじめについて話すことをためらう児童も多いため、聞き取った内容については秘密を守ることを約束する。
- ・周囲の児童に事実確認する場合には、いじめられている児童やいじめている児童のプライバシーに配慮する。
- ・児童や保護者との信頼関係を崩さないように配慮する。

(ウ) 校内の指導・協力体制の確立・充実

- ・聞き取った情報をいじめ対策委員会に一元化し、学校として組織的な対応ができるようにする。
- ・いじめ対策委員会では、どの教師がどの児童に対応するかなど、対応の方針や役割を共通理解する。

(2) いじめられている児童への対応

(ア) 共感的な理解

- ・いじめられている児童の立場に立って、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞くようにする。
- ・担任に限らず、いじめられている児童と信頼関係ができている教師も中心となって対応する。
- ・話した内容の秘密を保持することを約束するなどして、最後まで守ってくれる人がいるという安心感をもたせるようにする。

(イ) 安心して学校生活を送るための対応

- ・場合によっては、保健室登校等も考えるなど、教職員全員の協力によって、問題の解決に当たる。
- ・児童が心に深い傷を負うなど、深刻な被害がある場合は、市教委を通じてスクールカウンセラーや臨床心理士等の派遣を要請したり、児童相談所等の関係機関との連携を図ったりしながら対応する。
- ・いじめにかかわった児童との関係については、いじめられている児童本人の意向を尊重し、じっくりと人間関係の修復に努めるようにする。

(ウ) 長期的な支援

- ・諸活動における具体的な行動のとり方について相談するなど、長期的な支援を児童に約束する。
- ・再発しないよう、全教職員でより詳しく見守っていくようにする。

(3) いじめている児童への対応

(ア) いじめられている児童の気持ちを理解できるような指導

- ・いじめを受けた相手の精神的な打撃の深刻さに気付かせるとともに、人権を侵害する行為であることが認識できるようにする。

(イ) 自分の行為を見つめ直させる指導

- ・いじめている児童には、いかなる理由があっても、いじめは決して許される行為ではないことを理解させる。

- ・いじめを受けた相手と話し合える場を設定し、本人から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努めるようにする。
- ・いじめに至った要因や背景について、深くその児童の心情を探り、継続的に指導していく。

(ウ) 温かい人間関係の大切さを実感させる指導

- ・思いやりの心や規範意識の育成を目指し、人としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。
- ・所属感や自己有用感が高まるように、教育活動全体において、具体的な行動の仕方について指導する。

(4) 周囲の児童への対応

(ア) いじめられている児童の心の苦しみを理解させる指導

- ・いじめは、いつでも誰にでも起こることを踏まえ、いじめられている児童の心の苦しみを理解させる。
- ・はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為は、いじているのと同じだということを理解させる。

(イ) 再発防止に向けた指導

- ・なぜ止められなかったのか、なぜ見て見ぬふりをしてしまったのかなど、行動を起こせなかった自分を見つめることができるよう指導する。
- ・自分が標的になることを恐れるあまり、いじめをやめさせることができない場合も考えられることから、止める手立て等を具体的に示しながら指導する。
- ・必要に応じて、当事者の気持ちに配慮しながら再発防止のための集会を行う。

(5) 保護者への対応

(ア) いじめられている児童の保護者への対応

- ・情報の提供や学校の指導方針の説明を逐次行い、「お子さんを守ります」という姿勢で信頼関係を保って対応する。
- ・児童の心のケアを最優先に考え、誠意をもって迅速に対応する。
- ・いじめられている児童と保護者の意向を尊重し、再発防止に向けた話し合いを行う。

(イ) いじている児童の保護者への対応

- ・事実を正確に伝えるとともに、いじめるに至った要因や背景について親子でじっくりと話し合う機会をもってもらおう。
- ・いじめられている児童の苦しみや辛さを理解してもらおう。そして、今後の指導方針を伝え、再発防止に向けて協力を仰ぐ。
- ・いじめられている児童とその保護者への謝罪等について助言を行う。

(6) 関係機関との連携

(ア) 教育委員会との連携

- ・事実関係を速やかに報告し、対応について協議する。
- ・解決が困難な事案については、教育委員会の指導のもと、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

(イ) 警察との連携が必要な場合

- ・いじめがエスカレートし、暴行を受けて怪我をしたり、万引きを命令されたり金品を要求されるなど、犯罪の可能性がある場合。
- ・児童の生命・身体の安全が脅かされる場合。

(ウ) 医療機関との連携が必要な場合

- ・いじめ発生後、学校に登校できなくなり長期化している場合。
- ・暴行を受けて怪我をしたり、身体的にダメージを受けたりしている場合。
- ・極度の精神的なダメージを受けている場合。

(7) インターネットを通じて行われるいじめ等の対策

- ・学校、家庭、地域が連携・協力して、児童に対する情報モラルや情報活用能力に関する指導を推進する。
- ・児童及びその保護者、学校関係者等が、インターネット等の利用の中で、誹謗、中傷など関係者を傷つけるおそれのある情報を得た時は、すみやかに学校又は教育委員会に報告すること呼びかけ、相互に見守る仕組みを整備する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめが認知され、学校、保護者だけでは解決が困難な場合には、警察等の専門機関と連携して対応する。
- ・児童及び保護者等に関して行う研修会等へ講師紹介等の支援を行う。

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

いじめ認知

【重大事態を含む】

※ 事実を時系列で記録に残す

学校いじめ防止対策委員会

生徒指導主任

校長
教頭

市教委生徒指導推進室に一報を入れる

◆ 構成員

校長、教頭、担任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学園教育推進会議委員、スクールカウンセラー・臨床心理士（必要に応じ、市教委を通じて派遣）、PTA会長、公民館長、主任児童委員

※ 必要に応じて構成員は柔軟に定める

◆ いじめ認知報告

◆ 調査方針・方法等の決定

☆ 目的、優先順位、担当者・期日等

保護者

担任
生徒指導主任

調査・事実関係の把握

松江市
教育委員会
市長

◆ 指導方針の決定、指導体制の確立

☆ 目的、優先順位、担当者・期日等

- ・ 特定（被害児童・保護者、加害児童・保護者）
- ・ 一部（観衆、傍観者）
- ・ 全体（全校、学級、学年部）

地 域
・ 民生委員
・ 児童委員

いじめ解決への指導・支援

継続的指導・経過観察

関係機関
・ 市教育委員会
・ 警察
・ 福祉関係
・ 医療機関
・ 子ども家庭支援課

◆ 事態収束の判断

☆ 心理的・物理的影響を与える行為が止み、被害児童・保護者がいじめの解消を自覚し、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態

※ 指導・支援
対応継続※ いじめは解消したが、
継続した指導が必要日常の指導
体制の充実

収束

継続